



第48回 衆議院議員総選挙

第24回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月22日**

期日前投票期間は**10月11日**～**10月21日**

島根県選挙管理委員会・島根県明るい選挙推進協議会



明るい選挙のイメージ
キャラクター
「選挙のめいすいくん」

第48回 衆議院議員総選挙

第24回 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選挙は、1つの選挙区から1人の議員を選びます。島根県は2つの選挙区に分かれています。比例代表選挙は、全国11のブロックごとに行なわれます。島根県は中国ブロック(定数11)に属しています。同時に、最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。

投票日 **10月22日(日)**

受付時間 **午前7時から** (投票の終了時間は、お住まいの市町村) 選挙管理委員会におたずねください。)



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

投票は3種類です

衆議院議員総選挙

小選挙区選挙の投票

候補者の氏名を書いてください。



比例代表選挙の投票

政党等名を書いてください。



最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



小選挙区の区域は2つです。

■ 小選挙区第1区 ■ 小選挙区第2区

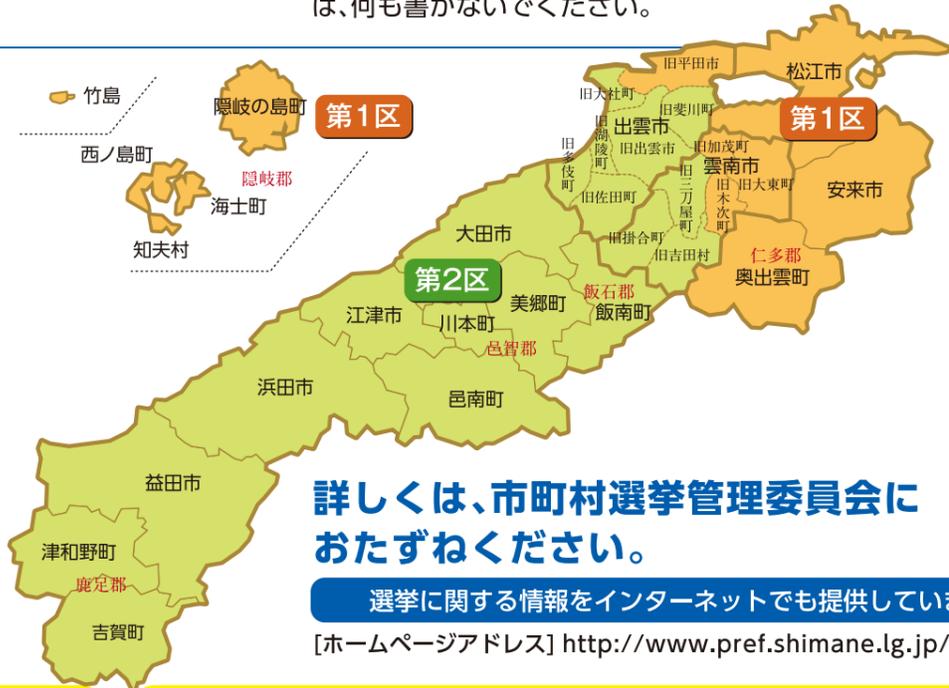
■ 出雲市では

旧平田市は第1区、旧出雲市、旧斐川町、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町は第2区となります。

■ 雲南市では

旧大東町、旧加茂町、旧木次町は第1区、旧三刀屋町、旧吉田村、旧掛合町は第2区となります。

※前回の衆議院議員総選挙の区域と変更はありません。



詳しくは、市町村選挙管理委員会におたずねください。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。

[ホームページアドレス] <http://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>

選挙当日、投票に行けない人は?

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。

仕事を休まなくても大丈夫。



● 期日前投票ができる期間と時間

平成29年 **10月11日(水)~10月21日(土)**

受付時間/午前8:30~午後8:00(土曜日・日曜日も受け付けています。)

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

※衆議院議員総選挙とこれまで異なっていた国民審査の期日前投票の開始日について、衆議院議員総選挙と同様に、総選挙の公示日の翌日に変更されました。(ただし、国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、国民審査の期日前投票期間は10月15日(日)からになります。)

不在者投票制度

■ 次の方は不在者投票ができます。

● 仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続きが必要です。)

長期出張でも大丈夫。



老人ホームに入所中でも大丈夫。



● 不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

● 身体障害者手帳 又は 戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

前回の衆議院議員総選挙との変更点

年齢が18歳と19歳の方も、投票できるようになりました。

18歳以上20歳未満の方も選挙に参加できることとする公職選挙法の一部を改正する法律が施行されました。



引越した後間もない方も、投票できるようになりました。

転出前の旧住所地では住民基本台帳に3ヶ月以上記録されていたが選挙人名簿には登録されていなかった方で、転出後の新住所地でも住民基本台帳に3ヶ月以上記録されておらず選挙人名簿に未登録の方は、転出後4ヶ月間は旧住所地で選挙人名簿に登録され、上記の期日前投票や不在者投票も行えるようになりました。

